資金決済に関する法律案参照条文

式 証票の規制 等に関する法律 (平 成 元年法律第九十二号)(抄

目 次

 \bigcirc

第 総則 第一 -第三条)

第二章 自家発行型前 払式証票の発行の 届出等 (第四条・第五条)

第三章 第三者型発行者の登録 (第六条 第十 条)

第四章 表示事項及び発行保証金の供託 等 (第十二条—第十五条

第五 章 監督 (第十六条—第二十二条)

第六章 前払式証票発行協会(第二十三条 -第二十六条の三)

第七章 雑則 (第二十七条-―第三十条〕

第八 章 罰則 (第三十一条-—第三十八条

則

第 章

目 的

第 とにより、 一条 この法律は、 前払式証 票の購入者等の利益を保護するとともに、 前払式証票の発行者に対して登録その他の必要な規制を行い、 前払式証票に係る信用の維持に資することを目的とする。 その発行等の業務の適正 な運営を確保するこ

(定義)

発行の日から政令で定める一定の期間内に限り使用できるものを除く。)をいう。 二条 この法律において「前払式証票」 とは、 次に掲げる証票その他の物 (乗車 一券、 入場券その他の政令で定めるもの及びその

購 Ł 価 を得て発行される証票等 単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号及び第三項において同じ。)に応ずる対 知覚によって認識することができない方法をいう。 のを含む。)であって、 証票その他の物 若しくは借り受け、 (以下この項において「証票等」という。) に記載され又は電磁的方法 当該証票等の発行者又は当該発行者が指定する者(次号において「発行者等」 (電磁的方法により証票等に記録される金額に応ずる対価を得て当該金額の記録の加算が行われる 又は役務の提供を受ける場合に、 以下この項において同じ。)により記録されている金額 これらの代価の弁済のために提示、 (電子的方法、 交付その他の方法により 磁気的方法その という。) (金額を度その から物 他 品 \mathcal{O} 使 他 人

0

することができるもの

- 方法により証 発行者等に対して、 票等に記載され又は電磁的 票等に記録される物品又は役務の数量に応ずる対価を得て当該数量の記録の 提示、 交付その 方法により記録されている物品又は役務の数量に応ずる対価を得て発行される証票等 他の方法により、 当該物品の給付又は当該役務の提供を請求することができるも 加算が行われるものを含む。)であ 電電 磁 6 的
- 2 じ当該各号に定める金額をいう。) 淮 日」という。) までに発行したすべての前払式証票の当該基準日における未使用残高 の法律において「基準日未使用残高」とは、前払式証票の発行者が毎年三月三十一日及び九月三十日(以下これらの日を「基 の合計額として内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。 (次の各号に掲げる前払式証票の区分に
- 前項第 一号の前 払式証票 当該基準日において代価の弁済に充てることができる金額
- るところにより金銭に換算した金額 前 ||項第二号の前払式証票 当該基準 日において給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を内 閣府令で定
- 3 できる金額をいい この法律において「証票金額等」とは、 同項第二号の前払式証票にあってはその発行時において給付又は提供を請求することができる物品又は役務 第一 項第一 号の前払式証票にあってはその発行時において代価の弁済に充てることが
- 交付その他の方法により、 含む。 弁済のために提示、交付その他の方法により使用することができることとされている前払式証票及び発行者に対してのみ、 この法律において「自家発行型前払式証票」とは、 数量をいう。 以下この項において同じ。)から物品を購入し、 物品の給付又は役務の提供を請求することができることとされている前払式証票をいう。 若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に限り、これらの 前払式証票の発行者 (当該発行者と政令で定める密接な関係を有する者 代価の
- 5 この法律において 「第三者発行型前払式証票」 とは、 自家発行型前払式証票以外の前払式 証票をいう。
- 6 びその のない社団又は財団で代表者又は管理 この法律において 0) 発行者の一般承継人を含み、その発行した自家発行型前払式証票の基準日未使用残高があるものに限る。)である法人(人 法律において「自家型発行者」とは、 「第三者型発行者」 とは、 人の定めのあるもの 自家発行型前払式証票のみの発行者 第六条の登録を受けて第三者発行型前払式証票の (以下 「人格のない社団等」という。) (その発行者から事業の全部を譲り受けた者及 発行の業務を行う法人をいう。 を含む。)又は個人をいう。
- の法律にお て 「基準 上期間」 とは、 基準 自の 翌日 から 次の 基準 日 まで 0 期 、間をいう。

用 除

7

- この 法 律は、 次に 掲げる前 払式 証 票につい ては、 適用しない。
- 国又は地方公共団体 (次号において「国等」という。) が発行する前払式証票

- その 共 寸 他 ははいはははいではいる。 体が設立者となって設立された法 !の国等に準ずる法人で政令で定め 人、 特 人 るものに限る。) 別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人又は特別 (これらの 法人のうち、 が発行する前払式証 その資本金又は出 資の額 \mathcal{O} 全部が国等 か 5 \mathcal{O} \mathcal{O} 法 律により 出 資によるもの 地 方 公
- そ 0 専ら発行者の従業員に対して発行される自家発行型前払式証票(専ら当該従業員が使用することとされているものに限 他これに類するものとして政令で定める前払式証 票 る。)
- 兀 引に係る前払式証 賦 販売法 (昭和三十六年法律第百 票として政令で定めるもの 五十九号) その他の法律の規定に基づき前受金の保全の ための措置が 講じられている取
- 五. 第二章 その使用者のために商行為となる取引においての 自家発行型前払式 証票の 発行の 届出 み使用することとされてい 、 る 前 払式 証

(自家発行型前払式証票の発行の届出)

- 第四 する。 を内閣総理大臣に届け出なければならない。 翌日から二月を経過する日 に 政 条 令で定める額 自家型発行者は、 (第十三条第一項及び第十六条において「届出基準額」という。) を超えることとなったときは、 基準日においてその (第十二条において「届出期限」という。) までに、 自家発行型前払式証票の発行を廃止した後再びその発行を開始したときも 発行した自家発行型前払式証票の 内閣府令で定めるところにより、 基準日未使用残高がその発行を開始 次に掲 当 してか ⅳ該基 うる事 同 準 5 様 日 項 \mathcal{O}
- 氏名、 商号又は 名称及び住 所並び に法人 (人格 \mathcal{O} な 1 社団等を含む。) にあっては、 その代表者又は管理 人 の 氏
- 一 発行する自家発行型前払式証票の証票金額等の種類
- 一 当該基準日における基準日未使用残高
- 四 その他内閣府令で定める事項
- 2 が あったときは 前 頭の届 出をした自家型発行者 遅滞なく、 その旨を内閣総理大臣に届け (次条及び第十六条において「届 出なければならない。 出自家型発行者」という。) は、 同項各号に掲げる事項

(届出自家型発行者の地位の承継等)

第

会社 五. 業 条 の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人、会社分割により当該事業の全部を承継 分割 届出, **当** 自家型発行者が 該 自家発行型前 自家発行型前 払 式 (証票の 発行に係る事 払式証票の発行に係る事業の全部を譲渡したとき、又は届出自家型発行者につい 業の全部を承継させるものに限る。) 若しくは相続 が あっ たときは、 て合併

す た法 バき相 人若しくは相続 続人を定めたときは、 人 (相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該自家発行型前 その者。 以下同じ。)は、 その届出自家型発行者の地位を承継する。 払式 証票の発 行 に 係る事業を承 継

- 2 前 項 0 規定により届出自家型発行者の地位を承継した者は、 遅滞なく、 その旨を内閣総理大臣に届け出 なけ れ ば ならな
- 届出自家型発行者は、 自家発行型前払式証票の発行を廃止したときは、 遅滞なく、 その旨を内閣総理大臣に届け出なけ れば な

3

らない。

届出自家型発行者たる法人が合併以外 0 事由により解散したときは、 その清算人 (解散が 破産手続開始の 決定による場合に あ

4 っては、 破産管財人)は、遅滞なく、 その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 届 出 自家型発行者たる人格のない社 团 等 が 消滅 L たときは、 その代表者又は管理人であった者は、 遅滞なく、 その 旨 を 内 閣 総

第三章 第三者型発行者の登録 理

大臣に届け出なければならない。

登

第六条 第三者発行 型前 払式証票の発行の業務は、 内閣 総理大臣の登録を受けた法人でなければ、 行ってはならない。

登

一録の申請

第七 条 前条の登録を受けようとする者は、 次に掲げる事 項を記載した登録申 請書を内閣総理大臣に提出 しなけ ればならない。

商号又は名称及び住 所

資本金又は出資の 額

役員 (の氏名又は名称及び住) 所

発行する前払式証票の 証票金額 等 0 種 類

兀

五 その 他内閣府令で定め のる事項

2 5 ない。 前 項 0 登録申請 書には、 第九条第一項各号に該当しないことを誓約する書面その他内閣府令で定める書類を添付しなけ れば

登 録の 実施

第 八条 に 掲げる事項を第三者型発行者登録簿に 閣総理大臣は、 第六条の登録 0) 申 登録しなければならない。 -請があ ったときは、 次条第 項 の規定によりその登録を拒否する場合を除くほ か、 次

前 条第 項各号に掲げる事項

- 二 登録年月日及び登録番号
- 2 内 閣 総 理 大臣 は、 前項の規定による登録をしたときは、 遅滞なく、 その旨を登録申請者に 通 知 しなけ れ ば なら な
- 3 内 閣総理大臣 は、 第三者型発行者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第 九条 な事 項について虚偽の 内 閣総理大臣は、 記載があり、 登録申請 者が 若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、 次の各号のいずれかに該当するとき、 又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重 その登録を拒否しなければならない。

- 法人でない者
- 他の第三者型発行者が現に用いている商号若しくは名称と同 の商号若しくは名称又は 他の第三者型発 行者と誤認され るお
- それのある商号若しくは名称を用いようとする法人
- 第二十条第一項の規定により第六条の 登録を取り消され、 その 取 消 L \mathcal{O} 目から三年 を経過しない
- 兀 年を経過しない法 この法律の規定により 人 罰金の刑に処せら られ、 その刑の執行を終わり、 又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三

法

イ 成年被後見人又は被保佐人

五

役員のうちに次の

V

ずれ

かに該当する者のある法人

- ロ 破産者で復権を得ないもの
- 禁錮以上の刑に処 せられ、 その 刑 の執行を終わ b, 又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過 な

君

- この法 年を経過 律の規定に しない者 により 罰 金 0) 刑 に処せられ、 その 刑の執行を終わり、 又はその刑の執行を受けることがなくなっ た 日 カュ
- ホ に当該第三者型発行者の役員であった者で、 第三者型発行者が第二十条第一項 の規定により第六条の登録を取り消された場合にお 当該取消 しの 日から三年を経過しないも いて、 その取 消 L 0 日 前三十 ·自以
- 六 第三者発行型前 払式証票の発行の業務を適確 に遂行するに足りる財産的基礎を有しない法人
- 2 れ ばならない。 内 閣総理大臣は 前 項 Ó 規定により登録を拒否したときは、 遅滞なく、 その 理由を示して、 その旨を登録申請者に通 知 なけ

(第三者型発行者の地位の承継等)

第十条 継 くは合併により設立された法人若しくは会社分割により当該事業の全部を承継した法人が前条第一項第二号から第五号までの 全 しくは会社分割 れかに該当するときは、この限りでない。 ï 部 た法人は、その第三者型発行者の地位を承継する。 を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは会社分割により当該事業の 第三者型発行者が第三者発行型前払式証票の発行に係る事業の全部を譲渡したとき、又は第三者型発行者について合 (当該第三者発行型前払式証票の発行に係る事業の全部を承継させるものに限る。) があったときは、 ただし、 当該事業の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若し 当該 一部を承 事業 併 0

- 2 払式証票」とあるのは、「第三者発行型前払式証票」と読み替えるものとする。 第五条第二項から第四項までの規定は、第三者型発行者について準用する。この場合において、 同条第三項 中 「自家発行 型 前
- 3 発行者の第六条の登録は、 第三者型発行者が合併以外の事由により解散したとき、 その効力を失う。 又は第三者発行型前払式証票の発行を廃止したときは、 当該第 型

(変更の届出)

2

第十一条 なければならない。 第三者型発行者は、 第七条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、 遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届 け 出

内閣総理大臣は、 前項の規定による届出を受理したときは、 届 出 が あ 0 た事項を第三者型発行者登録簿に ・登録し なけ ń ば なら

第四章 表示事項及び発行保証金の供託等

前払式証票の表示事項)

第十二条 っては、 自家型発行者及び第三者型発行者(以下 届出期限後に発行するものに限る。) に、 内閣府令で定めるところにより、 「自家型発行者等」という。)は、 次に掲げる事項を表示しなければならない その発行する前払式証票 (自家型発行者にあ

所

在地

- 氏名、商号又は名称
- 二 住所又は当該前払式証票の発行に係る営業所若しくは事務所の
- 三 当該前払式証票の証票金額等

兀 該 前払式証 票を使用することのできる期間又は期限 が設けら れてい る場合は 当該期 間 は 期限

五 その他内閣府令で定める事項

(発行保証金の供託等)

高 供託 了し の二分の一以上の額に相当する額の発行保証金を当該基準日の翌日から二月以内に主たる営業所又は事務 た 額 た日以 しなければならない。 自家型発行者等は、 下この 後 0 項及び第六項に 基準 日にあっては、 基準日に おい て同じ。) おい 同 条第二 て、 項の その発行し が :届出基準額を超える額で政令で定める額を超えるときは、 公示に係る前払式証 た前払式 証 票の 票が 基 ないものとみなして第二条第二 準日未使用残高 (次条第一項 0 項 所の最寄り 当 権 ⋾該基準 \mathcal{O} 利 規 0 定 実 日 0 託 用 残 出

- 発 行保証金が内閣総理大臣の 力 行 0 項の 保 存する間 証 金の全部又は一 発行保証 当該契約において供託されることとなってい 金につき供託をすべき自家型発行者等は、 部の供託 命令に応じて供託される旨の契約を締結し、 をしないことができる。 る金額 政令で定めるところにより、 (以下この条におい その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、 て 当該 「契約金額」という。) 自家型発行者等 Ò に ために 当 つき、 該契 所要 同 項 0) 効 発 \mathcal{O}
- 3 内 した自家型発行者等は、 閣 第一 総 理 項の発行保証 大臣に届け出 金につき供託 なければならない。 基準日ごとに、遅滞なく、 (前項の契約の締結を含む。 内閣府令で定めるところにより、当該基準日に係る発行保証金の供託につき 以下この 項及び第五項並びに第三十三条第二号におい
- 者等又はその契約の相手方に対 内 閣総理大臣は、 前払式 証票の購入者等の Ļ 契約金額に相当する金額の全部又は 利益 の保護のため必要があると認めるときは、 部を供託すべき旨を命ずることができる。 第二項の契約 を締 結した自家型発
- 5 準 事 · 実 の ないものとみなして第二条第二項 日 で定めるところによりその不足額について供託を行 未使用残高 発 項又は前項の規定により発行保証金につき供託をした自家型発行者等は、 生により、 同 条第一 発行保証 項の権利 金の 額 の規定により算出 \mathcal{O} (契約金額を含む。 実行 の手続が終了した日の V, した額) 次項において同じ。) がその事実が 遅滞なく、 の二分の一に相当する額に不足することとなったときは 直前 その旨を内閣総理大臣に届け出なけ の基準日にあっては、 次条第一項 発生した日の 同 の権利の実行 条第二項 直 \mathcal{O} の手続の終了そ ればならない。 公 前 示に係る前 \mathcal{O} 基準 子日に お け .る基 閣 証 他 府
- 定めるところにより、 たとき、 項又は前二項の規定により供 又は基準日において発行保 その全部 アは一 託 証 した発行保証 金の 部 を取り戻すことができる。 額が基準日未使用残高の二 金は、 基準日にお 1 分の一に相当する額を超えることとなったときは、 て基準日未使用残高が第 項の政令で定める額以下とな 政令
- 式 等 0 項又は第 振替に関する法律 五. 項 0 規定により供託 (平成十三年法律第七十五号) 第二百七十八条第一 する発行保証 金 は、 玉 債 『証券、 地 方 債証 項に規定する振替債を含む。)をもってこれに充てる 券その他 の内閣府令で定め る 有 価 証 **社**

ことができる。

8 発 行保証 前 各項に規定するものの 金 に関し必要な事 ほか、 項 は 自家型発行者等の主たる営業所又は 内 閣府 令・ 法務省令で定める。 事務 所 0 所 在地の変更に伴う発行保証 金 0) 保管替えその 他

(発行保証金の還付)

- 第十 ついて、 兀 _ 条 他の債 前払式証票の 権者に先立ち弁済 所有者は、 を受ける権利を有する。 前 払式 証 票に係る債権に関 Ļ 当該 前払式証票を発行した自家型発行者等に係る発行保 証 金に
- 2 する者に対し、六十日を下らない一定の期 ときは当該公示に係る発行保証 内 閣総理大臣は、 前 項の 権利の実行 金に つい の申立てがあった場合において、 ての権利の実行の手続から除斥されるべきことを公示しなければなら 間内に内閣総理大臣に債権の申出をすべきこと及びその期間内に債権の申 当該申立てを理由 があると認めるときは、 な 当 該 出 利 'を有
- 3 前項に規定するもの 0) ほ か、 第一 項 0) 権利の実行に関し必要な事項は、 政令で定める。

(名義貸しの禁止)

第十五条 第三者型発行者は、 自己の名義をもって、 他 人に第三者発行型前払式証票の発行の業務を行わせてはならない。

第五章 監督

前払式証票の発行の業務に関する帳簿書類)

第十六条 定 めるところにより、 額を超えるものを含む。) 届出自家型発行者 その 前払式証票の発行の業務に関する帳簿書類を作成し、 及び第三者型発行者(次条及び第十八条において「届出自家型発行者等」という。) (第五条第三項の届出をした者で、 その発行した自家発行型前払式証票の基準日未使用残高が届 これを保存しなければならない は 内 閣 府 令 出 基

(報告書の提出)

- 行の業務に関する報告書を内閣総理 -七条 届出自家型発行者等は、 基準 大臣に提出しなければならない。 目ごとに、 当該基準日の 翌日から二月以内に、 次に掲げる事項を記載し た前払式証 票 0 発
- 当該 |基準日を含む基準期間において発行した前払式証 |票の発行額として内閣府令で定めるところにより算出
- 一 当該基準日における基準日未使用残高
- 三 その他内閣府令で定める事項
- 2 前項の報告書には、内閣府令で定める書類を添付しなける。これでは「具具のである。」

(立入検査等)

第十八条 内閣総理大臣は、 この 法律の施行に必要な限度におい て、 届出自家型発行者等に対し、 その業務若しくは財産に関 L

ħ

ば

ならな

若しくは 考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、 財産 の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、 又は当該職員に、 第三者型発行者の営業所若しくは事務所に立 若しくは関係者に質問させることができる。 ち入り、 その業務

- 2 ればならない。 前項の 規定により立入検査をする職員は、 その身分を示す証明書を携帯し、 関係者の請求があったときは、 これを提示 なけ
- 3 第一 項の規定による立入検査の権限は、 犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令)

第 変更その他当該業務の -九条 実があると認めるときは、 内閣総理大臣は、 運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 第三者型発行者の 購入者等の利益の保護のため必要な限度において、 前払式証 票の発行に係る業務の運営に関し、 当該第三 一者型発行者に対し、 前 払式 証票の購入者等 当該 \dot{O} 利益 紫業務 の方法 を害する

(登録の取消し等)

第二十条 期間を定めてその第三者発行型前 内閣総理大臣は、 第三者型発 払式証票の発行の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 行者が次の各号のいずれかに該当するときは、 第六条の 登録を取り消 又は六月以内の

一 第九条第一項第二号又は第五号に該当することとなったとき。

一 不正の手段により第六条の登録を受けたとき。

この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

第三者型発行者から申出がないときは、 0) 所 内閣総理大臣は、 在を確知できないときは、 第三者型発行者の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は第三者型発行者を代表する役員 内閣府令で定めるところにより、 当該第三者型発行者の第六条の登録を取り消すことができる。 その事実を公告し、 その公告の日から三十日を経過しても当該

前 項 の規定による処分については、 行政手続法 (平成五年法律第八十八号) 第三章の規定は、 適用しない。

登録の抹消)

3

二十一条 規定により第六条の 内閣総理大臣は、 登録を取り消 第十条第三項の規定により第六条の登録がその効力を失ったとき、 したときは、 当該登録を抹消しな け れ ば ならない。 又は前条第一項若しくは第二項

(監督処分の公告)

旨 十二条 を公告しなければならない。 内閣総理 大臣は、 第二十条第一項又は第二 項 の規定による処分をしたときは、 内閣府令で定めるところにより、

第六章 前払式証票発行協会

(前払式証票発行協会)

- 第二十三条 に係る業務の健全な発展に資することを目的とするものでなければならない。 「会員」という。)とする旨の定款の定めがあり、 その名称中に前払式証票発行協会という文字を用いる公益社団法人は、 かつ、 前払式証票の購入者等の利益の保護を図るとともに、 自家型発行者等を社員 (以下この 前払式証 章に 0 発行 7
- 2 らない。 前項に規定する公益社団法人(以下この章及び次章において「協会」という。)は、 会員の名簿を公衆の縦覧に供 しなけ れ ば な

(届出)

二十三条の二 協会は、 第二十五条各号に掲げる業務を開始したときは、 その旨を、 内閣府令で定めるところにより、 内 閣 総 玾

(名称の使用制限)

大臣に届け出なければならない。

- 第二十四条 協会でない者は、その名称中に前払式証票発行協会という文字を用いてはならな
- 2 協会に加入していない者は、 その名称中に前払式証票発行協会会員という文字を用いてはならない。

(協会の業務)

- 第二十五条 協会は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。
- 他の業務 前払式証票の発行に係る業務を行うに当たり、 この 法律その他の法令の規定を遵守させるための会員に対する指導: 勧告そ
- 必要な指導、 会員の行う前払式 勧告その 証 他の業務 |票の発行に係る業務に関 Ĺ 契約 の内容の適正化その他前払式証 票の 購入者等の利益 の保護を図るため
- 会員の行う前払式証票の発行に係る業務に対する前払式証票の購入者等からの苦情 この解決
- 兀 前払式証票の購入者等に対する広報その他協会の目的 を達成するため必要な業務

(苦情の解決)

たときは 二十六条 を通知してその迅速な処理を求めなければならない。 その相 協会は、 談に応じ、 前払式 |証票の購入者等から会員の行う前払式証票の発行に係る業務に関する苦情について解 申 出 「人に必 要な助言をし、 その苦情に係る事情を調査するとともに、 当該会員に対しその苦情 決の 申 出 があ の内

- 2 求 め、 協 会は、 又は資料の提 前項の申出に係る苦情の解決につい 出 を求めることができる。 て必要があると認めるときは、 当該会員に対し、 文書若しくは П 頭による説明 を
- 3 会員は、 協会から前 項の 規定による求めがあったときは、 正当な理 由 が ない \mathcal{O} に、 これを拒 んではならない。
- 4 協会は、 第一 項 の申 出 当該苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

(立入検査等)

- 況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、 なるべき報告若しくは資料の提出を命じ、 一十六条の二 内閣 総理大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、 又は当該職員に、 若しくは関係者に質問させることができる。 当該協会の業務を行う場所に立ち入り、 協会に対し、 その業務若しくは財 その業務若しく 産 定に関 は 財 産 状
- 2 第十八条第二項及び第三項の規定は、 前項の規定による立入検査又は質問につい て準用する。

(監督命令)

二十六条の三 内閣 総理大臣は、 この 章 \mathcal{O} 規定の施行に必要な限度において、 協会に対し、 監督上必要な命令をすることができ

第七章 雑則

登 録 0 取消し等に伴う債務の履行の完了等

型発行者が発行した第三者発行型前払式証票に係る債務の履行を完了する目的の範囲内においては、 二十七条 は 第二項の規定により第六条の登録が取り消されたときは、 第三者型発行者について、 第十条第三項の規定により第六条の登録が効力を失ったとき、 当該第三者型発行者であった者又はその一般承継人は、 又は第二十条第一 なお第三者型発行者とみな 当 項若 「該第三者

、財務大臣 への資料提出

- 第二十七条の二 をするため必要があると認めるときは、 財務大臣は、 その所掌に係る金融破綻 内 閣総理大臣 に対し、 処理制度及び金融危機管理に関し、 必要な資料の 提出及び説明を求めることができる。 前 払式 証票に係る制 度の 企画又は立
- 2 め に ることができる。 必要があると認めるときは、 財務大臣は、 その所掌に係る金融破綻処 その必 要 0 限 理 一制度及び金融危機管理に関し 度におい て、 自家型発行者等又は協会に対し、 前払式証票に係る制度の企画又は立案をするため特 資料 .. の 提出 説明その 他の協 労力を求

権 限の委任

第二十八条 内閣総理大臣は、この法律による権限 (政令で定めるものを除く。) を金融庁長官に委任する

2 とができる。 融庁長官は 政令で定めるところにより、 前項の規定により委任された権限の一 部を財務局長又は財務支局 長に委任 するこ

(内閣府令への委任)

第二十九条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、 内閣府令で定める。

経過 滑置)

第三十条 必要とされる範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。三十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は 改廃に伴い合理的

罰則

第三十一条第八章 次の各号の 1 ずれ かに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、 又はこれを併科する。

第六条の登録を受けないで第三者発行型前払式証票の発行の業務を行った者

不正の手段により第六条の登録を受けた者

第十五条の規定に違反して、他人に第三者発行型前 払式証票の発行の業務を行わせた者

第三十二条 第二十条第一項の規定による発行の業務の停止の 命令に違反して、 第三者発行型前 払式証票の発行 の業務を行 った者

は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以 下の罰金に処し、

第四条第一 項の規定による届出をせず、 又は虚偽の届出をした者

第十三条第一項又は第五項の規定に違反して、 第十三条第四項の規定による命令に違反して、 供託を行わなかった者 供託を行わなかった者

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七条第一項の登録申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

第十条第二項において準用する第五条第二項又は第十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽 ?証票を の届 行 出 をした者

第十二条の規定に違反して、 同条各号に掲げる事項の表示をせず、 又は虚偽の表示をして前払式 発 した者

兀 第十六条の規定による帳簿書 類の作成若しくは保存をせず、 又は虚 偽 \mathcal{O} 帳簿書類の作成をした者

五. 第十七条第一項の報告書若しくは同条第二項の書類を提出せず、 又は虚偽の記載をした報告書若しくは書類を提出

した者

又はこれを併科する。

- 六 よる検査を拒み、 第十八条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、 妨げ、 若しくは忌避し、 又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、 若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、 若しくは虚偽の答弁をした者 同 項の規 定に
- 七 第十九条の規定による命令に違反した者
- 第二十四条第二項の規定に違反して、その名称中に前払式証票発行協会会員という文字を用いた者
- 九 規定による検査を拒み、 第二十六条の二第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、 妨げ、 若しくは忌避し、 又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、 若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、 若しくは虚偽の答弁をした 同 項 \mathcal{O}

第三十六条 第三十五条 使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、 るほか、 その法人又は人に対しても、 法人 (人格のない社団等を含む。 第四条第二項又は第五条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。 各本条の罰金刑を科する。 以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは 第三十一条から前条までの違反行為をしたときは、 その行為者を罰 人の 代理人、

- 2 団等を代表するほ 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその か、 法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。 人格のな 1 社
- 第三十七条 第十条第二項において準用する第五条第三項又は第四項の規定による届出をせず、 次の各号の いずれかに該当する者は、 五十万円以下の過料に処する。

又は虚偽の

届出をし

た者

- 正当な理由がないのに第二十三条第二項の名簿の縦覧を拒んだ者
- 第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。
- 第五条第三項から第五項まで又は第十三条第三項若しくは第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届 出をした者
- 第二十四条第一項の規定に違反して、 その名称中に前払式証票発行協会という文字を用いた者
- \bigcirc 金 融 機 関 \mathcal{O} 信 託 業務 0 兼営等に関 する法律 (昭 和十八年 法律第四十三号) (抄

(兼営の認可)

第 銀行その他の金融機関 (政令で定めるものに限る。 以 下 「金融機関」という。)は、 他の法律の規定にかかわらず、 内

閣

総

定めるものを除く。以下「信託業務」という。)を営むことができる。 理大臣の認可を受けて、信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二条第一 項に規定する信託業及び次に掲げる業務 (政令で

- 一 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業
- 信託業法第二条第十項に規定する信託受益権販売業(次条第三項において「信託受益権販売業」という。)
- 法と同じ方法により管理を行うものに限る。) 財産の管理 (受託する信託財産と同じ種類の財産について、次項の信託業務の種類及び方法に規定する信託財産の管理の方

四 財産に関する遺言の執行

五 会計の検査

六 財産の取得、処分又は貸借に関する代理又は媒介

次に掲げる事項に関する代理事務

七

- 第三号に掲げる財産の管理

、債権の取立て

債務の履行

口

財産の整理又は清算

· 3 (略)

2

農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)(抄)

第十条 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

·二 (略)

一 組合員の貯金又は定期積金の受入れ

四~十五 (略)

② \(\)
21

○ 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)(抄)

(事業の種類)

第十一条 漁業協同組合(以下この章及び第四章において「組合」という。)は、 次の事業の全部又は一部を行うことができる。

四組合員の貯へ 組合員の貯金又は定期積金の受入れ

五~十二 (略)

(事業の種類)

第八十七条 漁業協同組合連合会(以下この章において「連合会」という。) は、 一~三 (略) 次の事業の全部又は一 部を行うことができる。

五〜十六 (略) 四 所属員の貯金又は定期積金の受入れ

2 11 (略)

(事業の種類)

第九十三条 水産加工業協同組合(以下この章及び次章において「組合」という。)は、 次の事業の全部又は一部を行うことができ

る。

一 (略)

二 組合員の貯金又は定期積金の受入れ

三~十 (略)

2~9 (略)

(事業の種類)

第九十七条 水産加工業協同組合連合会(以下この章において「連合会」という。)は、 次の事業の全部又は一部を行うことができ

る。

一 (略)

二 所属員の貯金又は定期積金の受入れ

三~十一 (略)

2 9 (略)

 \bigcirc 中小企業等協同組 合法 (昭和二十四年法律第百八十一号)(抄)

(協同組合連合会)

第九条の九 協同組合連合会は、 次の事業の一 部を行うことができる。

二 ~ 九 会員の預金又は定期積金の受入れ (略)

 \bigcirc 長期信用銀行法 (昭和二十七年法律第百八十七号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「長期信用銀行」とは、 第四条第一項の規定により内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。

 \bigcirc 銀行法 (昭和五十六年法律第五十九号)(抄)

(定義等)

第二条 この法律において 「銀行」 とは、 第四条第一 項の 内閣総理大臣 の免許を受けて銀行業を営む者をいう。

(営業の免許)

第四条 銀行業は、 内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、 営むことができない。

2 5 (略)

(外国銀行の免許等)

第四十七条 銀 行の日本における銀行業の本拠となる一の支店(以下この章において「主たる外国銀行支店」という。)を定めて、 外国銀行が日本において銀行業を営もうとするときは、 当該外国銀行は、 内閣府令で定めるところにより、 第四条第 当該外国

項 \mathcal{O} 内閣総理大臣の免許を受けなければならない。

2 \(\) 略

〇 行政手続法(平成五年法律第八十八号)(抄)

第三章 不利益処分

第一節 通則

処分の基準)

第十二条 行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならな

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第十三条 分の名あて人となるべき者について、 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、 当該各号に定める意見陳述のため 次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、 の手続を執らなけ れ ばならない。 当 該不利 益 処

次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

口 イに規定するもののほか、 名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不

利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

二 イからハまでに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

前号イからニまでのいずれにも該当しないとき

弁明の機会の付与

2

公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、 前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、 法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益 一定の職に就いたことを証する当該任命権 0 書 分

類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

ことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、 的 施設若しくは設備の設置、 な基準をもって明 確にされ 維持若しくは管理又は物の製造、 ている場合において、 専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該 実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようと 販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令にお 基準に従 じうべき いて

さ 坟 書 分

不 利益処分をしようとするとき。 付すべき金銭 0 額を確定し、 定 0) 額の 金銭 0 納 付 を命じ、 又は 金銭 の給付決定の取 消 しその 他 0) 金銭 0) 給付 を制 限 する

兀

五 あらかじめ聴くことを要しないものとして政令で定める処分をしようとするとき。 当 該不利益処分の性質上、それによって 課される義務の 内容が著しく 軽微なもの であるため名あて人となるべ き者 0 意見

 利益処分の理 由 の提 示

第十四 ただし、 条 当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、 行政庁は、 不利益処分をする場合には、 その名あて人に対し、 同時 に、当該不利益処分の この限りでない。 理由を示さなけれ ばならな

2 とが 行政庁は、 困 難な事情があるときを除き、 前項ただし書の場合においては、 処分後相当の期間内に、 当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後に 同 『項の理・ 由 を示さなければならない お V て 理 由 を示すこ

3 不 利益処分を書面でするときは、 前二 項の 理由 は、 書面により示さなければならない。

第二節 聴聞

聴 聞 \mathcal{O} 通知の方式)

き者に対し、 五. 条 行政庁は、 次に掲げる事項を書面により 聴聞を行うに当たっては、 通知しなければならな 聴聞を行うべき期日ま でに 相当な期間をおい て、 不利益処分の名あて人となるべ

予定される不利益処分の内容及び 根 拠となる法令の 条項

不 利益処分の原因となる事実

聴 聞 期日及び場

兀 聴聞に関する事務を所掌する組 織 \mathcal{O} 名称及び所 在 地

2 前 項 0 書面 においては、 次に掲げる事項を教示しなけれ ば ならない。

出 頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。 聴 聞 の期日に出頭して意見を述 べ、、 及び証拠書類又は 証 物 (以下 証 .拠書類等」という。) を提出し、 又は聴聞 0 期 日 \mathcal{O}

聴聞が 終結する時までの間 当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、 行 政 同 分庁は 項第三 不利益. 一号及び第四号に掲げる事 処 分のの 名あて人となるべ 項 並びに当該 き者の所在 行 政 庁 が判明しない場合におい が同項各号に掲げる事項を記 いては、 第一項 載 ĺ た書面をい の規定による通知を、 掲示を始め つでもその た日から一 者に その 交付 者 する 0 氏

名

旨

を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

事者」という。)は、 前条第一 項 0 代理人を選任することができる。 通知を受けた者 同 条第三項後段 0 規定により当 該 通知が到達したものとみなされる者を含む。 以下

2 代理人は、 各自、 当事者のために、 聴聞に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

代理人がその資格を失ったときは、 当該代理人を選任した当事者は 書 面でその旨を行政庁に届け出なけ れ ばならな

(参加人)

4

第十七条 号において「関係人」という。)に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、 とを許可することができる。 あって当該不利益処分の根拠となる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者 第十九条の規定により聴聞を主宰する者 (以下「主宰者」という。) は、 必要が 又は当該聴聞に関する手続に参加するこ あると認めるときは、 当事者以 (同条第二項第六 外 0

前 項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者 (以 下 「参加人」という。) は、 代理人を選任することができる。

とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。 前条第二項から第四項までの規定は、 前項の代理人について準用する。この場合において、 同条第二項及び第四項中「当事者

(文書等の閲覧)

3

第十八条 た調 において「当事者等」という。) 行政庁は、 芸の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人 第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、 は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、 行政庁に対し、当該事案に (以下この条及び第二十四 その閲覧を拒むことができな この場合におい ついてし

2 前 項 0 規定は、 当事者等が聴聞 の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げな

3 行政庁は、前二項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

(聴聞の主宰)

第十九条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他政令で定める者が主宰する。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。
- 一 当該聴聞の当事者又は参加人
- 二 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親:
- 三 第一号に規定する者の代理人又は次条第三項に規定する補佐
- 四 前三号に規定する者であったことのある者
- 五. 第 一号に規定する者の後見人、 後見監督人、 保佐人、 保佐監督人、 補 助人又は補助監督人
- 六 参加人以外の関係人

(聴聞の期日における審理の方式)

- 第二十条 項並 びにその原因となる事実を聴聞 主宰者は 最初の 聴聞 の期 \mathcal{O} 日 期日に出頭した者に対し説明させなければならない。 \mathcal{O} 冒頭において、 行政庁の職員に、 予定される不利 益 |処分の内容及び根拠となる法令 0 条
- 2 員に 当事者又は参加人は、 対し質問を発することができる。 聴聞の期日に出 頭して、 意見を述べ、 及び証拠書類等を提出し、 並びに主宰者の許可 を得て行政 庁 0 職
- 3 前 項 0 場合において、 当事者又は参加 八人は、 主宰者の許可を得て、 補 佐人とともに出頭することができる。
- 4 拠 書類等の提出を促し、 主宰者は 聴聞の期日に 又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。 おいて必要があると認めるときは、 当事者若しくは参加人に対し質問を発し、 意見の陳述若しくは
- 5 主宰者は、 当事者又は 参加· 人の 一部が出頭しないときであっても、 聴聞の 期 (日における審理を行うことができる)
- 聴聞 0 期日における審理は、 行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、 公開しない。

(陳述書等の提出)

6

- 第 することができる。 一十一条 事者又は 参加人は、 聴聞 0 期 日 の出頭に代えて、 主宰者に . 対し、 聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等
- 2 主宰者は、 聴聞の 期 日 に出出 頭した者に対し、 その求めに応じて、 前 項 0 陳述書及び証 拠書類等を示すことができる
- 第 二十二条 ることができる。 主宰者は 聴 聞 0 期 日 に お け る審理 0 治結果、 な お聴聞 を続 行する必要があると認めるときは、

続行期日の指定

2 前 項の場合においては、 当事者及び参加人に対し、 あらかじめ、 次回 \mathcal{O} 聴聞 0 期日及び場所を書面により 通知 L なけ れば なら

さら

に

新

たな期

日

を定

な ただし、 聞 0) 期日に出 頭した当事者及び参加人に対しては、 当該 聴聞 0 期日においてこれを告知すれ ば 足り

3 を る二回目以降の通 始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から二週間を経過したとき 用 第十五条第 ずる。 この場合に 三項 の規 知 にあっては、 お 定 は、 11 て、 前 同 項本文の場合において、 条第三項中 掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。 「不利益処分の名あて人となるべき者」 当事者又は参加 人の 所在が判明し とあるのは ないときにおける通 「当事者又は (同一の当事者又は参加 参加 知 0 方法に と、 つい て デ

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)

第二十三条 に 陳述書若しくは証拠書類等を提出 対し改めて意見を述べ、 主宰者は 当事者の全部若しくは一 及び証 拠書類等を提出する機会を与えることなく、 しない場合、 又は参加人の全部若しくは 部が正当な理由 なく聴聞 0) 期日に出頭せず、 部が聴聞の期日に出頭しない場合に 聴聞を終結することができる。 か ~つ、 第二十一条第 は、 項に規定 れ らの す る

2 が れらの者に対し、 陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、 できる。 主 一宰者は、 前項に規定する場合の 期限を定めて陳述書及び ほ か、 証拠書類等の 当事者の全部又は一 これらの者の 提 出 Hを求め、 部が聴聞 聴聞 当 \mathcal{O} 期 該期限が到来したときに聴聞を終結することとすること \mathcal{O} 日 期日に出頭せず、 への出頭が相当期間引き続き見込め かつ、 第二十一条第一 ないときは、 項に規 定す Ź

(聴聞調書及び報告書)

第二十四条 者及び 参加· 主宰者は、 人の陳述の 聴聞の審理 要旨 1を明ら の経過を記載した調書を作成し、 かにしておかなけれ 当該 調 書に お 1 て、 不利益処分の原因となる事 実に対する当

2 前 項 0 調書は、 聴 聞 \mathcal{O} 期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、 ばならな 当該審理が 行 わ れ なかった場合に は 聴 聞 \mathcal{O} 終

結

後

速やかに作成しなければならない。

3 見 を記載した報告書を作成し、 主宰者は、 聴 聞 の終結 後速やかに、 第一項 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張 \mathcal{O} 調書とともに行政庁に提出しなければならない。 12 理 由があるかどうか がについ 7 0 意

4 当 事者又は 参加 人は、 第一 項の調書及び 前項の報告書の閲覧を求めることができる。

(聴聞の再開)

て準用する。 一 士 五 提 出された報告書を返戻して聴聞 条 行政 行は、 聴 聞 の終結後に生じた事情 0) 再 開を命ずることができる。 に か んが お必要があると認めるときは、 第二十二条第二項本文及び第三項の規定は、 主宰者に対 Ļ 前条第三項 この 場合に \mathcal{O} 規定 うい

聴聞を経てされる不利益処分の決定

第二十六条 宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。 行政庁は、 不利益処分の決定をするときは、 一十四条第 項 0 調書の内容及び同 1条第三項の報告書に記載され た主

(不服申立ての制限)

第二十七条 による不服申立てをすることができない。 行政庁又は主宰者がこの節の規定に基づいてした処分については、 行政不服審查法 (昭和三十七年法律第百六十号)

2 定する同条第一項第三号(第二十二条第三項において準用する場合を含む。)に掲げる聴聞 だし、第十五条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる結果当事者の地位を取得した者であって同項に規 ついては、 聴聞を経てされた不利益処分については、 この限りでない。 当事者及び参加人は、 行政不服審査法による異議申立てをすることができな 0 期日の いずれにも出頭しなか った者 た

(役員等の解任等を命ずる不利益処分をしようとする場合の聴聞等の特例

第二十八条 に 節 おいて解任し又は除名すべきこととされている者に限る。)は、 0 規定の適用については、 第十三条第一項第一号ハに該当する不利益処分に係る聴聞において第十五条第一項の通知があった場合におけるこの 名あて人である法人の役員、 名あて人の業務に従事する者又は名あて人の会員である者 同項の通知を受けた者とみなす。 (当該処分

2 よりされる当該役員等を解任する不利益処分については、 \mathcal{O} 聞を行うことを要しない。 解任を命ずるものに係る聴聞が行われた場合においては、 前項の不利益処分のうち名あて人である法人の役員又は名あて人の業務に従事する者(以下この項において「役員等」という。) 第十三条第一項の規定にかかわらず、 当該処分にその名あて人が従わないことを理由として法令の規定に 行政庁は、 当該役員等について

第三節 弁明の機会の付与

弁 明 の機会の付与の方式)

るものとする。 二十九条 弁明は、 行政庁が口頭ですることを認めたときを除き、 弁明を記載した書面 (以 下 「弁明書」という。)を提出してす

弁 明をするときは、 証 !拠書類等を提出することができる

2

弁 明 0) 機会の付与の 通 知 \mathcal{O} 方式)

三十条 行政庁は、 弁明書の提出期限 頭による弁明の機会の付与を行う場合には、 その日時)までに相当な期間をおいて、

利益処分の名あて人となるべき者に対し、 次に掲げる事項を書 面 により 通知し なければ ならない。

- 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の 条項
- 不利益処分の原因となる事実

弁明書の提出先及び提出期限 頭による弁明の機会の付与を行う場合には、 その旨並びに出頭すべき日時及び場所

(聴聞に関する手続の準 甪

第三十一条 のとする。 とあるのは 第一項」とあるのは 第十五条第三項及び第十六条の規定は、 「第三十条」と、「同条第三項後段」とあるのは 「第三十条」と、「同項第三号及び第四号」とあるのは「同条第三号」と、第十六条第一項中「前条第 弁明の機会の付与について準用する。この場合において、 「第三十一条において準用する第十五条第三項後段」と読み替えるも 第十五条第三項 項

 \bigcirc 社 債、 株式等の振替に関する法律 (平成十三年法律第七十五号)(抄

振 替債の供託

条及び第百二十七条において準用する場合を含む。)又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄に増額又は 録 託 供 をするために第七十条第一項 所をいう。以下この条において同じ。)に供託書を提出し、 託をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、 百七十八条 第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合を含む。)又は第九十五条第一項の振替の申請をしなければならない。 一項 第 項 第 一号から第十号まで及び第十一号に掲げるもので振替機関が取り扱うもの 一号イ 法令の規定により担保若しくは保証として、 (第百十三条、 第百十五条、 (第百十三条、 第百十七条、 第百十五条、 第百十八条、 供託所 又は公職選挙法 第百十七条、 かつ、当該振替債について振替口座簿の供託 (供託法 第百二十条、 第百十八条、 (明治三十二年法律第十五号) 第一条に規定する供 (昭和二十五年法律第百号) (以下この条において「振替債」という。) の 第百二十一条、 第百二十条、 第百二十一 第百二十二 の規定により、 所の口座の第六十九条 増加の記載 条、 第百二十四 文は記

 \bigcirc 信 託 業法 (平成十六年法律第百五 十四号)

2 5

略

第 三条 信託業は、 内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、 営むことができない。

第五十三条 において設ける他の支店において信託業を営むことができる。 (以下「主たる支店」という。)について内閣総 第三条の規定にかかわらず、外国信託業者は、 理大臣の免許を受けた場合に限り、 当該外国信託業者が国内における信託業の本拠として設ける一 当該主たる支店及び当該外国信託業者が国内 の支店

2~9 (略

○ 会社法(平成十七年法律第八十六号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。

~十一 (略)

十二 委員会設置会社 指名委員会、 監査委員会及び報酬委員会(以下「委員会」という。)を置く株式会社をいう。

十三~三十三 (略)

三十四四 あって法務省令で定めるものをいう。以下同じ。)により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることがで きる状態に置く措置であって法務省令で定めるものをとる方法をいう。 電子公告 公告方法のうち、 電磁的方法 (電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で

(取締役の資格等)

第三百三十一条 (略)

2

株式会社は、取締役が株主でなければならない旨を定款で定めることができない。ただし、公開会社でない株式会社において

は、この限りでない。

3・4 (略)

第三百三十二条 (略)

2 終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長することを妨げない。 前 項 の規定は、 公開会社でない株式会社(委員会設置会社を除く。)において、 定款によって、 同項の任期を選任後十年以内に

3 · 4 (略

(会計参与の任期)

第三百三十四条第三百三十二条の規定は、会計参与の任期について準用する。

2 (略)

(監査役の資格等)

第三百三十五条 第三百三十一条第一項及び第二項の規定は、 監査役について準用する。

2 · 3 (略)

(監査役の任期)

第三百三十六条 (略)

2 終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長することを妨げない。 前項の規定は、 公開会社でない株式会社において、 定款によって、 同項 の任期を選任後十年以内に終了する事業年度のうち最

3 • 4 (略)

第四百二条 (略)

(執行役の選任等)

2~4 (略)

5 株式会社は、執行役が株主でなければならない旨を定款で定めることができない。 ただし、 公開会社でない委員会設置会社に

ついては、この限りでない。

6~8 (略)

(適用除外)

第四百五十八条 第四百五十三条から前条までの規定は、 株式会社の純資産額が三百万円を下回る場合には、 適用しない。

(電子公告の公告期間等)

第九百四十条 に応じ、当該各号に定める日までの間、 株式会社又は持分会社が電子公告によりこの法律の規定による公告をする場合には、 次の各号に掲げる公告の区 分

- この法律の規定により特定の日の一定の期間前に公告しなければならない場合における当該公告心じ、当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。 当該特定 0) 日
- 第四百四十条第一項の規定による公告 同項の定時株主総会の終結の日後五年を経過する日
- 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日

四 前三号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一箇月を経過する日

2 (略)

- 3 0 期 なったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。 いずれにも該当するときは、 間」という。) 中公告の中断 前 項の規定に カゝ カュ わらず、 (不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に これ その公告の中断は、 らの 規定により電子 当該公告の効力に影響を及ぼさない。 公告による公告をしなければならない 以下この項において同じ。)が生じた場合におい 期間 以 下この .置かれないことと 章に お いて
- 公告の中断が生ずることにつき会社が善意でかつ重大な過失がないこと又は会社に正当な事由があること。
- 二 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えないこと。
- して公告したこと。 会社が公告の中断 が生じたことを知った後速やかにその旨、 公告の中断 が生じた時間及び 公告の中断 の内容を当該 公告

電子公告調査)

じ。)を電子公告によりしようとする会社は、 九百四十一条 きる状態に置かれているかどうかについて、 調査機関」という。)に対し、 この法律又は他の法律の規定による公告 調査を行うことを求めなければならない。 法務省令で定めるところにより、 公告期間中、 (第四百四十条第一項の規定による公告を除く。 当該公告の内容である情報が不特定多数の者が提供を受けることがで 法務大臣の登録を受けた者 以下この節にお (以下この節 において いて同

調査の義務等)

第 九百 なければならない。 四十六条 調 査機関は、 電子公告調査を行うことを求められたときは、 正当な理由がある場合を除き、 電子公告調査を行 わ

- 2 調 査機関は、 公正に、 カュ ~つ、 法務省令で定める方法により電子公告調査を行わなければならない。
- 3 節に 調 おいて 查 機関は、 「調査委託 電子公告調査を行う場合には、 者」という。) の商号その他の法務省令で定める事項を法務大臣に報告しなければならない。 法務省令で定めるところにより、 電子公告調査を行うことを求めた者 (以下この
- 4 通 知 査 なければ 機関は、 電子公告調査の後遅滞なく、 ならない。 調査委託者に対して、 法務省令で定めるところにより、 当該電子公告調査 の結果を

(電子公告調査を行うことができない場合)

第 九百四十七条 調査機関は、 次に掲げる者の電子公告による公告又はその者若しくはその理事等が電子公告による公告に関与し

た場合として法務省令で定める場合における当該公告については、 電子公告調査を行うことができない。

- 一 当該調査機関
- 当該 .調査機関が株式会社である場合における親株式会社 (当該調査機関を子会社とする株式会社をいう。)
- 理事等又は職員 (過去二年間にそのいずれかであった者を含む。 次号において同じ。) が当該調査機関の理事等に占める割合

法人

が二分の一を超える法人

兀 理事等又は職員のうちに当該調査機関 (法人であるものを除く。) 又は当該調査機関 の代表権を有する理事等が含まれ 7

(財務諸表等の備置き及び閲覧等)

第九百五十一条 (略)

- 2 だし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、 調査委託者その他の利害関係人は、 調査機関に対 当該調査機関の定めた費用を支払わなければならない。 į その業務時間内は、 ** \ つでも、 次に掲げる請求をすることができる。 た
- 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、 当該 書面の閲覧又は謄写の請 求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 表示したものの閲覧又は謄写の請 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、 求 当該電磁的 記録に記録された事項を法務省令で定める方法により
- 記載した書面 前号の電磁的 の交付の請求 記録に記録された事項 を電磁的方法であって調査機関 0 定 め たものにより提供することの請 求又は当該 事項 を

改善命令)

兀

九百 る 調 査 五十三条 を行うべきこと又は電子公告調査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができ 法務大臣は、 調査機関が第九百四十六条の規定に違反していると認めるときは、 その調査機関に対し、 電子公告

調査記録簿等の記載等)

第九百 下この 該 調査記録簿等を保存しなければならない。 五十五条 条におい 7 調 査 調 一機関は、 査記 録 簿等」という。) 法務省令で定めるところにより、 を備え、 電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載し、 調査記録又はこれに準ずるものとして法務省令で定めるもの 又は記録 及び当

該 定 請求をするには、 により保存 調 査 委託者その他 してい 当 る調 0 該 利 害関 査 調 品録簿等 査機関の 係人は、 定め (利害関) 調 た費用を支払わなければならない。 査 機関に対 (係がある部分に限る。) į その業務時間内は、い につい て、 つでも、 次に掲げる請求をすることが 当該 調 ||査機関が前項又は次条第二項 できる。 ただし、 0 当 規

2

調査記録簿等が書面をもって作成されているときは、 当該書面の写しの交付の 請

求

- 関 0) 調 定めたものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面 査記録簿等が電 一磁的記録をも って作成されているときは、 当該電 磁 的 の交付の請 記録に記録された事項 を電磁的 方法であって調 査
- \bigcirc 般 社団法人及び一般財団法 人に関 はする法 律 (平成十八年法律第四十八号)(抄

(定 款の記載又は記 録 事項)

目的

第十一条

般社団

法

人の定款には、

次に掲げる事項を記載し、

又は記録

L

なけ

ればならな

名称

主たる事務所の所在地

設立 |時社員の氏名又は名称及び 住 所

兀

五. 社員の資格 の得 喪に関 する規定

六 公告方法

七 事業年度

2 略

基金を引き受ける者の募集等に関する定款の定め)

百三十一条 に 0) 第一号を除く。)及び第百三十六条第一号において同じ。) 従い 財 なければならない。 産であって、 を引き受ける者の募集をすることができる旨を定款で定めることができる。この場合においては、 返還義務 般社団法人(一般社 (金銭以 当該一般社団法人が拠出者に対してこの法律及び当該 外 0 財 産 に つい 寸 法 ては、 人の 成立前にあっては、 拠出時 の当 は、 該 財 基金 産 設立時社員。 \mathcal{O} 価 (この款の規定により一般社団法人に拠出された金銭その 額 に 相当 般社団法人と当該拠出者との間 す 次条から第百三十四条まで うる金銭 \mathcal{O} 返 (還義務) を負うもの 次に掲げる事項を定 の合意の定めるところ (第百三十三条第 をい · う。 以下同 他 項

定